

(平成25年6月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 35 件

厚生年金関係 35 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

近畿（兵庫）厚生年金 事案 13891

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月29日から同年6月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、A社B工場から同社本社に異動した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る社員カード及び社内歴の記録並びに雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B工場は「申立人のA社B工場での最終出勤日は昭和34年5月29日であり、同年6月1日から同社本社に出勤したと思われる。」旨回答していることから、同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和34年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って最終出勤日を資格喪失日として届出を行ったと考えられる

としていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 5 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 13892

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月16日から同年11月1日まで
年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録、同社及びC健康保険組合の回答並びに元同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社B工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間は申立人が新規に設立されたA社D工場勤務していた時期であるとしているところ、事業主は、海外勤務の従業員の在籍に関する取扱いを変更した際に空白が生じた旨陳述しており、申立人と同時期に同社E課から転籍した複数の元同僚に係る被保険者資格の喪失日及び取得日は、いずれも昭和46年10月16日となっていることから、申立人の同社B工場における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が社会保険事務所の記録どおりの昭和46年11月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和48年8月22日）及び資格取得日（昭和48年9月6日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月22日から同年9月6日まで

船員保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

A社には昭和45年4月から55年4月まで勤務しており、申立期間は、B社に2回目に派遣された時期に当たる。

申立期間も継続して勤務しており、給与から船員保険料を控除されていたと思うので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和48年8月22日に船員保険の被保険者資格を喪失後、同年9月6日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の元同僚は、「申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していた。」旨陳述している。

また、申立人が保管する船員手帳を見ると、申立人が昭和48年8月22日から同年8月31日までA社の子会社であるB社所有の「C船」に乗り勤務した旨示す事跡及びその備考欄に「有給休暇」の記載がそれぞれ確認できるところ、A社及びB社に係る双方の船員保険被保険者名簿により、両社で船員保険被保険者期間を有し、船長として勤務していたことが確認できる複数の

者は、「申立期間当時、A社では船員をB社に短期派遣していた。また、申立人の船員手帳に記載されている有給休暇は、その日数からすると、A社における有給休暇と考えられる。」旨陳述している。

さらに、前述の複数の船長のうちの一人は、「配乗の都合によりA社から短期派遣されていた船員について、派遣期間は業務内容等が変更されることはなく、船員保険の資格が途切れることもないようになっていた。被保険者期間に空白期間があるのは、事務手続の誤りによるものと考えられる。」旨陳述しているところ、前述の船員手帳により、申立人が、申立期間前にB社所有の「D船」に乗り勤務した旨記されている（1回目に派遣）期間については、A社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立人の同社における船員保険被保険者資格が継続していることが確認できる。

加えて、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間当時に申立人と同様に記録が途切れている者は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年7月の社会保険事務所の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主も死亡しているため、当時の事情等を聴取できないものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれらを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和48年8月の船員保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13894

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年8月11日及び同年12月14日は15万円、16年8月11日は10万円、同年12月14日は15万円、17年8月11日は10万円、同年12月14日は14万7,000円、18年8月11日は10万円、同年12月14日は15万円、19年8月11日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月14日
③ 平成16年8月11日
④ 平成16年12月14日
⑤ 平成17年8月11日
⑥ 平成17年12月14日
⑦ 平成18年8月11日
⑧ 平成18年12月14日
⑨ 平成19年8月11日

厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が漏れていることが判明した。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された賞与台帳から、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日について、上述の賞与支払明細書及び賞与台帳に支給日の記載が無いため不明であるが、A社の事業主が「賞与の支給日は、夏期はお盆前の8月10日前後で、冬期は12月15日前後であった。」旨陳述しているところ、同社から提出された給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写)で確認できる賞与支給日及びオンライン記録における同社に係る賞与の記録から判断すると、各年の賞与支給日を、8月は8月11日、12月は12月14日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上述の賞与支払明細書及び賞与台帳に記されている申立人の厚生年金保険料控除額から、平成15年8月11日及び同年12月14日は15万円、16年8月11日は10万円、同年12月14日は15万円、17年8月11日は10万円、同年12月14日は14万7,000円、18年8月11日は10万円、同年12月14日は15万円、19年8月11日は10万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年9月1日から同年10月1日までの期間及び同年11月1日から13年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、A社C事業所）における資格取得日に係る記録を12年9月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、また、B事業所における資格取得日に係る記録を同年11月1日に、資格喪失日に係る記録を13年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、12年9月及び同年11月は17万円、同年12月及び13年1月は16万円、同年2月は14万2,000円、同年3月は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月1日から13年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社B事業所における申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。申立期間は、A社D事業所にE職として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された給与明細書及びA社C事業所の回答から、申立人は、申立期間においてA社D事業所（厚生年金保険の適用事業所名は、A社B事業所）に勤務し、申立期間のうち、平成12年9月1日から同年10月1日までの期間及び同年11月1日から13年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が

行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書で確認できる給与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成12年9月及び同年11月は17万円、同年12月及び13年1月は16万円、同年2月は14万2,000円、同年3月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年10月1日から同年11月1日までの期間については、A社C事業所の回答及び前述の給与明細書の記載内容から、同事業所の給与締日は毎月末日、厚生年金保険料は当月分の給与から控除されていると考えられるところ、当該期間に係る給与明細書の厚生年金保険料の控除欄は空欄となっている。

また、A社C事業所は、申立期間当時の関係書類を保存していないと回答しており、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年10月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年10月16日まで

年金事務所からの照会文書により、夫がA社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いこと、及び当該期間が同様に空白期間だった同僚が、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正されていることが分かった。

申立期間は、A社が倒産して、同社の事業と従業員をB社が引き継いだ時期に当たるが、夫は当該期間もA社のC支店で継続して勤務していたことから、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者資格の喪失日については、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和54年11月26日）より後の昭和54年12月27日付けで、同年10月23日とされていたものが、処理日は不明であるものの、二重線で抹消の上、同年6月30日に遡って訂正されており、同年10月1日付け定時決定の記録についても取り消されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人のほか、102人の同僚に係る被保険者資格の喪失日も、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所で

なくなった後に、昭和54年10月23日から同年6月30日に訂正されている上、いずれの者も、同年8月1日付け随時改定又は同年10月1日付け定時決定の記録が取り消されている。

加えて、前述の102人のうちの1人から提出された申立期間に係る給与支給明細書（昭和54年7月分から同年10月分まで）を見ると、各月の給与から、前述の被保険者名簿において訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間当時、A社では、従業員の給与から、当初の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和54年6月30日に資格を喪失した旨処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない上、A社における雇用保険の離職日が同年10月15日と記録されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該離職日の翌日である同年10月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年5月に係る前述の被保険者名簿の記録から20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年10月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年10月16日まで
年金事務所からの照会文書により、A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いこと、及び当該期間が同様に空白期間だった同僚が、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正されていることが分かった。

申立期間は、A社が倒産して、同社の事業と従業員をB社が引き継いだ時期に当たるが、当該期間もA社のC支店で継続して勤務していたことから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者資格の喪失日については、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和54年11月26日）より後の昭和54年12月27日付けで、同年10月23日とされていたものが、処理日は不明であるものの、二重線で抹消の上、同年6月30日に遡って訂正されており、同年10月1日付け定時決定の記録についても取り消されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人のほか、102人の同僚に係る被保険者資格の喪失日も、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、昭和54年10月23日から同年6月30日に訂正されている上、いずれの者も、同年8月1日付け随時改定又は同年10月1日付け定時決定の

記録が取り消されている。

加えて、前述の 102 人のうちの 1 人から提出された申立期間に係る給与支給明細書（昭和 54 年 7 月分から同年 10 月分まで）を見ると、各月の給与から、前述の被保険者名簿において訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間当時、A 社では、従業員の給与から、当初の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 54 年 6 月 30 日に資格を喪失した旨処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない上、A 社における雇用保険の離職日が同年 10 月 15 日と記録されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該離職日の翌日である同年 10 月 16 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 54 年 5 月に係る前述の被保険者名簿の記録から 18 万円とすることが妥当である。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13898

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年10月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年10月16日まで
まだ現役で働いていた15年ぐらい前、複数持っていた年金記号番号を統一してもらった。

その時、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、証拠が何も無いので今までは申立てを行っていなかった。

しかし、最近、年金事務所からの照会文書によって、同様に空白期間が有る元同僚の当該期間に係る記録が訂正されたことを知り、改めて自身の年金記録について調査してもらおうと思った。

申立期間は、A社が倒産して、同社の事業と従業員をB社が引き継いだ時期に当たるが、当該期間もA社のC支店で継続して勤務していたことから、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者資格の喪失日については、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和54年11月26日）より後の昭和54年12月27日付けで、同年10月23日とされていたものが、処理日は不明であるものの、二重線で抹消の上、同年6月30日に遡って訂正されており、同年10月1日付け定時決定の記録についても取り消されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人のほか、102人の同僚に係る被保険者資格の喪失日も、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、昭和54年10月23日から同年6月30日に訂正されている上、いずれの者も、同年8月1日付け随時改定又は同年10月1日付け定時決定の記録が取り消されている。

加えて、前述の102人のうちの1人から提出された申立期間に係る給与支給明細書（昭和54年7月分から同年10月分まで）を見ると、各月の給与から、前述の被保険者名簿において訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間当時、A社では、従業員の給与から、当初の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和54年6月30日に資格を喪失した旨処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない上、A社における雇用保険の離職日が同年10月15日と記録されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該離職日の翌日である同年10月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年5月に係る前述の被保険者名簿の記録から20万円とすることが妥当である。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13899

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年10月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年10月16日まで

年金事務所からの照会文書により、A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いこと、及び当該期間が同様に空白期間だった同僚が、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正されていることが分かった。

申立期間は、A社が倒産して、同社の事業と従業員をB社が引き継いだ時期に当たるが、当該期間もA社のC支店で継続して勤務していたことから、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者資格の喪失日については、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和54年11月26日）より後の昭和54年12月27日付けで、同年10月23日とされていたものが、処理日は不明であるものの、二重線で抹消の上、同年6月30日に遡って訂正されており、同年10月1日付け定時決定の記録についても取り消されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人のほか、102人の同僚に係る被保険者資格の喪失日も、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、昭和54年10月23日から同年6月30日に訂正されている上、いずれの者も、同年8月1日付け随時改定又は同年10月1日付け定時決定の

記録が取り消されている。

加えて、前述の 102 人のうちの 1 人から提出された申立期間に係る給与支給明細書（昭和 54 年 7 月分から同年 10 月分まで）を見ると、各月の給与から、前述の被保険者名簿において訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間当時、A 社では、従業員の給与から、当初の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 54 年 6 月 30 日に資格を喪失した旨処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない上、A 社における雇用保険の離職日が同年 10 月 15 日と記録されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該離職日の翌日である同年 10 月 16 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 54 年 5 月に係る前述の被保険者名簿の記録から 20 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月21日から同年4月15日まで
年金事務所からの照会文書により、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

C社に入社後、合併により関連会社のA社に転籍したが、転籍の前後で業務内容に変化は無く、同社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び同僚の一人から提出されたA社の慰安旅行の写真から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（C社D支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者資格の喪失日が昭和40年3月21日と記されているところ、B社の担当者が、申立人が所属していたC社D支店は、39年4月頃にA社に吸収合併されたと陳述しており、申立人と同じ期間が未加入期間となっている複数の同僚が、当該期間は同社に勤務し、同社から給与が支給されていたと陳述していることから判断すると、同社における被保険者資格の取得日を40年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 13901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月21日から同年4月15日まで
年金事務所からの照会文書により、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

C社に入社後、合併と同時に関連会社のA社に転籍したが、転籍の前後で業務内容に変化は無く、同社を退職するまでの期間、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（C社D支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者資格の喪失日が昭和40年3月21日と記されているところ、B社の担当者が、申立人が所属していたC社D支店は、39年4月頃にA社に吸収合併されたと陳述しており、申立人と同じ期間が未加入期間となっている複数の同僚が、当該期間は同社に勤務し、同社から給与が支給されていたと陳述していることから判断すると、同社における被保険者資格の取得日を40年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 13902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月21日から同年4月15日まで
年金事務所からの照会文書により、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

C社に入社後、合併により関連会社のA社に転籍したが、転籍の前後で業務内容に変化は無く、同社を退職するまでの期間、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の陳述及び同僚の一人から提出されたA社の慰安旅行の写真から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（C社D支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者資格の喪失日が昭和40年3月21日と記されているところ、B社の担当者が、申立人が所属していたC社D支店は、39年4月頃にA社に吸収合併されたと陳述しており、申立人と同じ期間が未加入期間となっている複数の同僚が、当該期間は同社に勤務し、同社から給与が支給されていたと陳述していることから判断すると、同社における被保険者資格の取得日を40年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40

年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和20年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和40年3月21日から同年4月15日まで
年金事務所からの照会文書により、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

C社に入社後、合併により関連事業所のA社に転籍したが、転籍の前後で業務内容に変化は無く、同社を退職するまでの期間、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の陳述及び同僚の一人から提出されたA社の慰安旅行の写真から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（C社D支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者資格の喪失日が昭和40年3月21日と記されているところ、B社の担当者が、申立人が所属していたC社D支店は、39年4月頃にA社に吸収合併されたと陳述しており、申立人と同じ期間が未加入期間となっている複数の同僚が、当該期間は同社に勤務し、同社から給与が支給されていたと陳述していることから判断すると、同社における被保険者資格の取得日を40年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月21日から同年4月15日まで
年金事務所からの照会文書により、夫の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

夫はC社に入社後、合併により関連事業所のA社に転籍したが、転籍の前後で業務内容に変化は無く、同社を退職するまでの期間、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の陳述及び同僚の一人から提出されたA社の慰安旅行の写真から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（C社D支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者資格の喪失日が昭和40年3月21日と記されているところ、B社の担当者が、申立人が所属していたC社D支店は39年4月頃にA社に吸収合併されたと陳述しており、申立人と同じ期間が未加入期間となっている複数の同僚が、当該期間は同社に勤務し、同社から給与が支給されていたと陳述していることから判断すると、同社における被保険者資格の取得日を

40年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（福井）厚生年金 事案 13905

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社から関連会社のB社（現在は、C社）へ異動した時期に当たるが、異動の前後で勤務場所及び業務内容に変化は無く、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社の事業主、元上司及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は申立期間も同社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和43年11月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年

金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の 11 万円とされているが、申立人は、申立期間について、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間については、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。当該期間について、実際の給与支給額が年金受給額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立人か

ら提出された給料明細書及びA社から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の届出を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月16日から59年1月1日まで

私は、昭和57年1月にA社に正社員として入社し、その後、関連会社であるB社に異動になった。

A社からB社に異動になる際も継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述及び元同僚が所持する預金通帳から判断すると、申立人はA社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和57年12月16日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和59年1月1日であり、申立期間は適用事業所ではないところ、当該期間に同社で勤務していたとする元同僚の一人から提出された預金通帳を見ると、58年12月及び59年1月にA社からの給与が振り込まれている記録が確認できる上、他の元同僚の一人が「申立期間において、B社に勤務していた者の給与は、同社の親会社であったA社から支払われており、厚生年金保険料も控除されていた。」旨陳述していることから、申立人は、B社が適用事業所となるまでの期間について、引き続きA社で厚生年金保険が適用されるべきであ

ったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和57年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主からは回答を得ることができず不明であるが、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録における資格喪失日が、同事業所に係る雇用保険被保険者記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って資格を喪失した日を同様に記録したとは考え難いことから、事業主が昭和57年12月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月から58年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は41万6,000円、同年12月10日は40万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与を確実に支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、i) 介護保険料を平成16年8月及び同年12月の賞与から控除していなかったこと、ii) 同年10月1日の厚生年金保険料率の改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については41万6,000円、申立期間②に係る標準賞与額については40万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は44万円、同年12月10日は42万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与を確実に支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、i) 介護保険料を平成16年8月及び同年12月の賞与から控除していなかったこと、ii) 同年10月1日の厚生年金保険料率の改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉

徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については 44 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 42 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は29万円、同年12月10日は28万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与を確実に支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、平成16年10月1日の厚生年金保険料率の改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間①に係る標準

賞与額については 29 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 28 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は26万円、同年12月10日は25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与を確実に支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、平成16年10月1日の厚生年金保険料率の改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間①に係る標準

賞与額については 26 万円、申立期間②に係る標準賞与額については 25 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与を確実に支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間に係る標準賞与額については26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年12月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与を確実に支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、i) 介護保険料を平成16年12月の賞与から控除していなかったこと、ii) 同年10月1日の厚生年金保険料率の改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間に係る標準賞

与額については17万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月10日は29万2,000円、同年12月10日は28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社（現在は、B社）から平成16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与を確実に支給されていたので、標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、事業主から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚提出の賞与明細一覧から、A社は、i) 介護保険料を平成16年8月及び同年12月の賞与から控除していなかったこと、ii) 同年10月1日の厚生年金保険料率の改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から控除していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の複数の同僚提出の賞与明細一覧及び申立人に係る源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額により、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については29万2,000円、申立期間②に係る標準賞与額については28万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13915

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで
年金事務所からの照会文書により、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

昭和44年3月にC社に入社した後、会社組織の再編に伴って申立期間頃にA社に転籍したが、48年8月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立期間当時のA社取締役の回答及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し（昭和47年7月1日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、D厚生年金基金における申立人の資格取得日は、社会保険事務所の記録と一致する昭和47年8月1日となっており、社会保険事務所及び同厚生年金基金の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格

取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和54年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月30日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社C店に勤務していた複数の元従業員の陳述から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記複数の元従業員は「A社C店が厚生年金保険の適用事業所となる前は、同社にて厚生年金保険に加入し、自身の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれ

を同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月26日から同年6月1日まで

昭和48年11月から56年9月までA社に勤務していた。しかし、途中で退職していないにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元事業主及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の当時の社会保険事務担当者は、「雇用保険に加入していれば、当然勤務していたと思われ、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と陳述している上、申立人と同様の空白期間のある上記同僚も、「申立期間も途切れることなく、保険料は控除されていた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 13918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和47年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和47年4月1日にA社に入社したが、同社C工場から同社B工場に異動した際の、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。両工場には継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する在籍証明書及び申立人と同様に昭和47年4月1日に入社し、同時期に異動した複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が保管する人事記録によると、申立人と一緒に異動したと陳述している同僚の発令日が昭和47年6月20日と記録されており、このうち一人は、「発令日から近い時期に新配属先に異動したのではないかと思う。」と陳述していることから、同年6月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和47年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見

当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、D社（現在は、E社）に昭和44年4月1日に入社し、同年8月1日から45年3月31日までA社C工場で行われた研修を受講後、同年4月1日にD社の勤務に戻った。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっているが、研修終了後も1日の空白も無く勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚から提出されたA社作成のF資料及びこれに基づく研修参加者の名簿並びに複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も同社C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記F資料によると、厚生年金保険はA社が事業主として処理すると記載されており、上記複数の同僚は、申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履

行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日が昭和45年3月31日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13920

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

A社に平成10年4月に入社し、12年11月まで勤務していたのに申立期間の厚生年金保険被保険者の加入記録が無い。申立期間は、同社からC社（現在は、B社）に転籍した時期であり、業務内容及び勤務形態に変更はなく、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る給与明細票、同社及びC社の当時の社会保険事務担当者並びに両社の複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社及び同社の承継先であるC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、異動日については、C社は、平成10年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるため、上記給与明

細票で確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成10年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 13921

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支所における資格喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事異動通知書、雇用保険の加入記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年7月1日にA社C支所から同社D支所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支所における昭和48年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和48年6月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 13922

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支所における資格喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事異動通知書、雇用保険の加入記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年7月1日にA社C支所から同社D支所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支所における昭和48年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和48年6月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 13923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支所における資格喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事異動通知書、雇用保険の加入記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年7月1日にA社C支所から同社D支所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支所における昭和48年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和48年6月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月1日から47年1月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。

申立期間は、B社の指示で、C県にある関連会社に出向していた期間であり、退職することなく継続して勤務していたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D企業年金基金（申立期間当時は、E厚生年金基金）から提出されたD企業年金基金加入者台帳及び厚生年金基金加入員番号払出簿並びにF健康保険組合から提出された健康保険加入証明書及びB社から提出された人事記録等により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないものの、上述のD企業年金基金加入者台帳によると、申立人は、同社において昭和46年10月1日に加入員資格を取得し、47年1月1日に同資格を喪失したと記録されている。

さらに、D企業年金基金及びF健康保険組合は、「申立期間当時の社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合に対する被保険者資格の得喪の届出については、複写式の届出様式を使用していたと考えられる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年10月1日に

厚生年金保険の被保険者資格を取得し、47年1月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月は6万8,000円、同年10月及び同年11月は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月29日から同年12月1日まで

平成24年11月16日に年金事務所から、A社及びB社に勤務していた同僚の年金記録が訂正された旨案内があったので、自身の記録を確認したところ、両社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した。

私は、昭和47年6月にA社に入社し、49年10月に子会社のB社に移籍したが、50年4月に退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間に被保険者記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し(昭和49年12月1日にA社からB社に移籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年8月の社会保険事務所(当時)の記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同年10月の定時決定の記録から、同年9月は6万8,000円、同年10月及び同年11月は7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6521

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から53年4月まで

昭和46年頃に、母（死亡）から、「今までは国民健康保険しか加入していなかったが、国民年金にも加入しておく。」と聞いた覚えがあり、その頃に母が、A県B市C区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

その後、昭和53年5月に私が厚生年金保険に加入する際に、母は、「このまま、国民年金に加入しておいたらどうか。」と言ったが、断固拒否して厚生年金保険に加入した記憶もあることから、申立期間当時は国民年金に加入していたはずである。

私は、国民年金の諸手続及び国民年金保険料の納付には関与しておらず、詳細は全く分からないが、母が、家族の保険料と共に私の分も納付してくれていたはずである。

また、過去にほかの人の住民票を見る機会があり、その中に、国民年金及び国民健康保険の情報が記載されていたのを記憶しており、私の住民票にも国民年金の情報が有るはずであり、国民年金の記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年頃に、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。」旨申し立てているが、その母親が、申立人に係る申立期間の保険料を納付するためには、申立期間当時の住所地において国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当該住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったものの、申立人に手帳記号番号が払い出されたこと

をうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者の資格を取得した履歴は確認できず、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「私は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを担っていた母は、既に死亡していることから、当時の具体的な状況は分からない。」と陳述しており、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間は7年4か月に及んでおり、これほどの長期間にわたって国民年金の記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人の居住履歴が有るB市C区及びD県E市の国民年金の加入記録を調査したが、申立人が申立期間に国民年金に加入していたことをうかがわせる事跡は見当たらず、申立人の住民票において国民年金に関する情報も確認できなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13926（大阪厚生年金事案 3731、7542 及び 12640 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から25年1月1日まで
② 昭和26年2月1日から27年1月1日まで
③ 昭和27年1月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①、②及び③において、それぞれA社、B社及びC社での加入記録が無いことが分かった。

このうち、申立期間②及び③は、過去に年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、いずれの申立ても認められなかった。

また、申立期間①は、A社に父と一緒に勤務し、父の仕事の手伝いをしていたので、新たに申立てを行う。

高校を中退した昭和23年4月以降、A社、B社、C社の順に勤務したことは間違いないので、各申立期間において、それぞれの事業所で厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の妹が申立人の父のものとして提出した履歴書を見ると、当該期間に父がA社に勤務していた職歴が記されており、申立人の陳述と符合する。

しかし、年金事務所の記録において、申立人が勤務していたとするA社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、A社に係る商業登記の記録は見当たらず、事業主及び申立人が名字を記憶している同僚一人の連絡先はいずれも不明であり、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、オンライン記録を見ると、前述の申立人の父のA社における厚

生年金保険の加入記録は見当たらない上、申立人は、その父は既に死亡している旨陳述しており、同人から申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほかに、申立人の申立期間①における保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) B社は、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所ではないこと、ii) 事業主及び同僚から申立人の同事業所における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できないこと、iii) 申立人が同事業所の同僚として名前を記憶する者は、いずれも申立期間②当時、C社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できること等として、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年7月27日付け、22年9月3日付け、23年11月4日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立てが認められないことに納得できないと主張して、再度申立てを行っているが、保険料控除をうかがわせる新たな資料等の提出はなく、当該主張のみをもって同委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、申立人が、申立期間②にB社に勤務し、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる新たな関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③に係る申立てについては、i) C社は、社会保険事務所において事業実態の無い事業所と判断されたことにより、昭和27年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、ii) 複数の従業員が、26年の年末頃に、事業主から経営状態が悪い旨告げられ、次の勤務先を紹介されたと陳述していること、iii) 申立人の同社に係る厚生年金保険の加入記録は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録のそれぞれにおいて一致していること等として、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年9月3日付け、23年11月4日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立てが認められないことに納得できないと主張して、再度申立てを行っているが、C社に係る商業登記の記録は見当たらない上、元事業主は既に死亡しており、同僚等からも申立人の同社における勤務期間を記憶しているとする陳述が得られないため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができず、また、保険料控除をうかがわせる新たな資料等の提出もないことから、当該主張のみをもって、同委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立人が、申立期間③にC社に勤務し、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる新たな関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 13927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 53 年 3 月まで
A 社（昭和 52 年 1 月からは、B 社）で正社員として C 業務に従事し、同社が倒産するまで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び複数の同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が A 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録から、A 社は、申立期間途中の昭和 52 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、元事業主は、「申立人は、臨時雇用者だった。正規の従業員は、厚生年金保険に加入させていたが、臨時雇用者は、厚生年金保険には加入させていない。また、厚生年金保険に加入させた従業員は、雇用保険にも加入させていた。」と陳述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、被保険者記録が確認できる複数の元従業員には、同社のものと推認される雇用保険の加入記録が確認できるが、申立人の雇用保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人は、「私の入社後に、二人の従業員が入社してきた。」としているが、前述の被保険者原票において、これらの者の資格取得の記録は見当たらないこと等から、申立期間当時、A 社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、元事業主等が、申立期間当時、経理担当者だったとする者に複数回の照会を行ったが、回答は無いため、同人から保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に昭和 58 年 4 月 1 日に入社し、平成 2 年 3 月 31 日まで在籍していたが、私の年金記録では厚生年金保険被保険者の資格喪失日も同日となっている。

平成 2 年 3 月 31 日まで在籍したため、同月に係る給与から保険料が控除されていたと思うので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に平成 2 年 3 月 31 日まで在籍し、同月に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と申し立てている。

しかし、B社人事部は、「A社における当時の一般的な退職日は、月末前日であった。当社が保有している人事票から、申立人の退職日は平成 2 年 3 月 30 日であることが確認できることから、同月の保険料を給与から控除することはないと思う。」と回答している上、申立人に係る雇用保険の加入記録及び申立人提出の平成 2 年分退職所得の源泉徴収票において、いずれも退職日は平成 2 年 3 月 30 日である旨記録されていることが確認できる。

また、A社において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日前後に資格を取得し、申立人と同年に資格を喪失した複数の同僚に照会したところ、申立人と同様に月末に資格を喪失している 10 人から回答があり、このうち当時の退職日を記憶している複数の同僚は、「当時の一般的な退職日は月末前日であり、自身の資格喪失日に間違いはない。」と陳述している上、当該 10 人のうち、資格喪失月に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと陳述する同僚はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13929

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 20 日まで
昭和 9 年頃から 20 年 3 月 20 日まで、A社B工場（現在は、A社）に勤務し、C業務に従事していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、A社B工場に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料については、保存期間経過のため、申立人に係る申立期間当時の保険料控除が確認できる資料を保管していない。」としており、申立人の申立期間に係る具体的な勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等により、被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した女性 107 人に照会し、57 人から回答が得られたが、申立期間の勤務実態及び申立人の給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 10 日から平成 12 年 4 月 16 日まで
A社で勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されている。給与振込先の預金口座明細書を提出するので、給与支給額に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金元帳等により、昭和 59 年 2 月から平成 12 年 3 月までの各月に係る給与振込額を見ると、当該振込額は、オンライン記録の標準報酬月額を大部分の期間において上回っていることが確認できる。

しかし、A社は平成 14 年 2 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「当時の資料は何も残っておらず、申立人の給与支給額及び保険料控除額を確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 4 人、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間当時の被保険者記録が確認できる者の中から、所在が判明した元従業員 13 人に照会を行い、回答が得られた 8 人のうち、申立期間当時の経理担当者は、「時期は覚えていないが、A社では、実際に支給していた給与支給額よりやや低めに社会保険事務所(当時)に届出をしていたように思う。しかし、保険料については、届出に見合った額を給与から控除していた。」、他の同僚は、「年金記録上の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていた。」とそれぞれ陳述している上、申立人と同時期に同職種であった同僚から提出された給与支給明細書(78 か月分)を見ると、当該明細書により確認できる給与支給額は、一部期間においてオンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料控除額は、オンライン

記録の標準報酬月額に基づく保険料控除額と一致又は下回っていることが確認できる。

さらに、申立人のA社に係る「雇用保険受給資格者証」を見ると、申立人の離職時の賃金日額は1万3,064円であることから、申立人が離職した平成12年3月31日以前の6か月間の平均給与支給月額に相当する標準報酬月額は38万円となり、オンライン記録の標準報酬月額41万円を下回っていることが確認できる。

加えて、オンライン記録においても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 13931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に平成 4 年 3 月から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が同年 4 月 1 日になっていることが分かった。

A社の社員として、平成 4 年 3 月 17 日に集団検診を受診した検診結果報告書及び申立期間の給料支払明細書が有るので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 4 年 3 月分の給料支払明細書（以下「明細書」という。）及び集団検診結果報告書の受診日から、勤務開始日は特定できないものの、申立人は、申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人から提出された明細書のうち、申立期間である平成 4 年 3 月分を見ると、厚生年金保険料が控除されていない上、保険料が翌月控除であったと仮定した場合であっても、申立人は、同年 4 月分の明細書を所持しておらず、申立人が当該月分であると主張している明細書を見ても、支給月が 3 年 4 月と記載されているなど、当該明細書は、記載内容が不自然であることから、A社が 4 年 4 月分として作成したものとは認め難く、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

また、A社は、平成 11 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主に照会を行ったが回答が無いことから、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

さらに、A社において、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者資格が確認できる元従業員 5 人に照会したところ、2 人から回答があり、そのうち

の1人（申立期間当時の社会保険事務担当者）は、「社長の指示で社会保険の手続を行っていたが、社員を入社日及び入社後直ちに厚生年金保険に加入させることはなかった。」と回答している上、他の1人（自身の記憶する入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が約1か月相違）は、「厚生年金保険に加入していない約1か月の期間は、試用期間だったのだと思う。」旨回答していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。